

議決を得た契約の契約変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により、議決を得た契約の契約変更について、別紙調書のとおり報告する。

平成二十四年二月二十日

江戸川区長 多田正見

議決を得た契約の契約変更調書

工 事 件 名		契約の相手方	契約年月日 () 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	変更後契約金額(変更増減額)	説 明
建 築 工 事	臨海球技場第一グラウンド改修工事	株式会社イチグミ 代表取締役 西野 輝彦	23.7.8 (167 日間)	円 310,296,000	今回 23.12.27	円 315,273,000(4,977,000) (1.6%)	スプリンクラーの既存配管に、腐食して使用できない箇所があったため、腐食しにくい部品に交換したこと等による増及びラインマークの整理に伴い施工範囲が減少したこと等による減